米国上院可決のステーブルコイン規制法案「GENIUS法」解説

1. はじめに（背景と目的）

ステーブルコイン（**Stablecoin**：価値が米ドルなどの法定通貨に連動するデジタル資産）は、近年デジタル経済の中核的な決済インフラとして存在感を増しています [1]。代表例である米ドル連動型のUSDCやPYUSDは個人間送金や商取引、Web3サービス内の決済手段に広く利用され、暗号資産（仮想通貨）市場のみならず一般の金融取引にとっても重要になりつつあります。しかし米国では現在、こうした支払用ステーブルコインの発行や流通を包括的に規律する連邦法が存在せず、発行企業は州ごとの送金業者ライセンスやニューヨーク州金融当局のビットライセンス（BitLicense）制度、州認可トラスト会社など**断片的な規制**に頼らざるを得ない状況です [2]。州によって規制内容や監督水準にばらつきがあるため、ユーザー保護や市場の安定性にムラが生じ、特に米国外企業が発行するステーブルコイン（例えばテザーUSDT）の透明性や償還担保に不安が残る点も指摘されていました [3]。

このような**規制の空白**を埋め、ユーザー保護と金融システムの安定性を両立させつつ、米国におけるステーブルコイン分野のイノベーション促進を図る目的で、新たな連邦法案が立案されました。それが**「The Guiding and Establishing National Innovation for U.S. Stablecoins Act（2025）」**、通称**GENIUS法**です（日本語では「米国におけるステーブルコインの国家的イノベーション指針・確立法」等と訳されます）。本レポートでは、2025年6月に米国上院で可決されたこのステーブルコイン規制法案GENIUS法について、背景や主要内容、成立の経緯と目的、今後の期待・影響、そして残る課題と投資家への示唆を一般読者・一般投資家向けに分かりやすく解説します。

2. GENIUS法の主な内容（各条文や原則の要約）

GENIUS法は、**支払用ステーブルコイン**（payment stablecoin）を対象として包括的な規制枠組みを定めています。ここでは法案の主要ポイントを整理します。

- **支払用ステーブルコインの定義**: GENIUS法は「支払や決済手段として使われることを意図したデジタル資産で、発行者が常に所定の価値（法定通貨価値など）での償還義務を負うもの」を**payment stablecoin**と定義しています [4]。典型的には「1米ドル＝1コイン」の形で**法定通貨担保型**のステーブルコインが想定され、利用者がいつでも等価の法定通貨に換金できる設計を要件としています [5]。なお、**①法定通貨そのものではなく、②銀行預金でもなく、③保有者に利息を支払わず、④証券にも該当しない**ことが条件とされており、利息を提供するようなステーブルコインやアルゴリズム型トークンはこの法規制の対象外とされています [6] [7]。

- **発行者の許認可と監督体制**: 法案は**「許可を受けた発行者（permitted payment stablecoin issuer）」**によるステーブルコイン発行を前提としており、一定の資格要件を満たせば**銀行以外の非銀行企業にも発行を認める**柔軟な制度設計になっています [8]。発行体は連邦政府または州当局への登録が必要で、その**監督は発行者の規模に応じた二段階構造**となります。具体的には発行残高が大きい（例えば時価総額100億ドル超規模の）ステーブルコインについては連邦当局（おそらく米連邦準備制度や連邦金融規制当局）が直接監督し、それ以下の規模であれば**連邦基準に沿った州当局**による監督を受ける形です [9]。この構造により、小規模な発行者には州規制で柔軟性を持たせつつ、全国的・体系的な基準も確保しています。

- **準備金（裏付け資産）の1対1保有義務**: 発行者は常に**発行済みステーブルコイン総額の100%以上の準備金**(reserve)を保持することが義務付けられます [10]。準備金として認められる資産は厳格に限定されており、基本的に**米国通貨（現金）や連邦準備銀行への預金残高、即時引き出し可能な銀行預金、満期93日以内の米国債**（短期国債）**などの流動性が高く安全な資産**に限られます [11]。トークン化された上記資産も含まれ得ますが、価値の安定した安全資産で裏付けることで価格安定性と償還の確実性を制度的に担保します。さらに、これら準備金の**再担保（他の担保に再利用）や流用は原則禁止**されており、発行体が準備金を勝手に使い回してしまうリスクにも歯止めをかけています [11]。

- **償還義務と情報開示**: 発行者はユーザーからの**償還請求に即応できる体制**を整え、常に1コイン＝1ドル等で迅速に換金に応じる義務があります。また、その**償還ポリシーを公表**するとともに、準備金の総額や内訳、発行済みステーブルコインの残高を**毎月開示**しなければなりません [12]。これらの情報開示は**登録公認会計士による監査**および発行企業CEO・CFOによる認証を受ける必要があり、虚偽があれば刑事罰の対象となります [13]。つまり、裏付け資産の状況を毎月透明に公開し、第三者の監査で裏付けることでユーザーは常に発行体の健全性を確認できる仕組みです（この要件はロイター通信の記事が指摘するように、ステーブルコインに**米ドル現金や短期国債などでの裏付けを義務付け、毎月その内訳公開を求める**内容となっています [14]）。

- **資本・流動性・リスク管理要件**: 発行者に対しては銀行規制に類似した**自己資本要件**や**流動性基準**、リスク管理体制の整備といった健全性基準も課されます [15]。具体的な数値基準は発行者の業態や規模によって調整され、過度な負担を避けつつも事業継続に必要な十分な資本の維持を求める仕組みです [15]。例えば急激な償還需要（取り付け）の際にも対応できるだけの流動性（現金や流動資産）を確保し、適切なリスク管理部門やコンプライアンス体制を設けることが必要となります。

- **マネロン対策（AML/CFT）と顧客確認（KYC）**: 発行体は**米銀行秘密法(BSA)**上の「金融機関」と同等に扱われ、マネーロンダリング防止（**AML**）やテロ資金対策、経済制裁遵守、そして利用者の本人確認（**KYC**）など広範なコンプライアンス義務を負います [16]。米財務省の金融犯罪取締ネットワーク（FinCEN）が定めるルールにも従い、疑わしい取引の報告など従来の金融機関と同様の監督下に置かれます。これによって、ステーブルコインが不正資金の洗浄や制裁逃れに悪用されることを防ぐ狙いです。

- **法執行機関への協力義務**: 発行者は**裁判所の差止命令や捜査当局の凍結命令など合法的な法的命令に対し、確実に技術的対応ができる体制**を備える義務があります [17]。具体的には、ウォレットアドレスを凍結したり特定のトランザクションを無効化したりといった措置を講じられるよう、**ブロックチェーン上での強制執行手段**を実装しておくことが求められます。また、米国外で発行されたドル建てステーブルコインについても、米国内で流通・取引させる場合には同様の命令履行能力を有することが条件とされました [18]。これは各国の規制裁量をすり抜けて海外発行体のコインが利用される**規制の抜け穴（リーガル・アービトラージ）**を防ぐため、**外国当局との相互承認**や協定も含め国際的な整合性を図る意図があります [19] [20]。

- **業務範囲の制限と誇大広告の禁止**: ステーブルコイン発行者の業務範囲は**ステーブルコインの発行・償還・準備金管理・カストディ（保管）業務**に限定され、それ以外の商業活動（例えば他の無関係な金融サービスやコマース事業など）は原則禁止されます [21]。これは発行体が本業以外のリスクテイクを行ってステーブルコインの信用に悪影響を及ぼすのを防ぐ趣旨です。例えば、大手IT企業や小売企業が自社でステーブルコインを発行して自社サービスに組み込むことは、法律上**非金融事業者には発行者資格を与えない**方向のため困難になるとみられます [22]（アマゾンやウォルマートが独自のドル連動コイン発行を検討しているとの報道に触れつつ、Bernsteinレポートは「GENIUS法により非金融の上場企業は発行者になれない」と指摘しています [22]）。その場合、IT・コマース企業がステーブルコインを活用したい場合は、自ら発行するのではなく**規制下の金融機関的発行者と提携**する必要があるでしょう [22]。また、ユーザー保護の観点から、発行体が「あたかも米国政府による保証があるかのような名称・広告を行うこと」や「法定通貨そのものと誤認させる表示」を禁止する条項も設け

られています [21]。例えば「Digital Dollar（デジタルドル）」と称したり政府が価値を保証すると誤解させるような宣伝は厳禁です。

- **大規模発行者への追加義務**: 発行済みステーブルコイン**残高が500億ドル超**の大規模発行者については、さらなる透明性確保のため**年次財務諸表の作成・公開と監査**が義務づけられます [23]。具体的には、関連当事者（親会社や系列企業など）との取引開示を含む年次の財務報告書を作成し、**登録会計監査法人の監査**を受けた上でその監査済み報告書を発行者のウェブサイトで公表し、かつ連邦当局にも提出する必要があります [23]。このように、発行規模が大きくなるほどより公共性が高まるため、それに見合った説明責任を負わせる仕組みです。

以上がGENIUS法案に盛り込まれた主な規制内容です。まとめると、**発行者の登録制**、**厳格な1対1資産裏付けと情報開示**、**資本・AMLなど銀行並みの規制義務**、**法執行協力**、**発行事業の専門特化と誇大広告禁止**、そして**規模に応じた追加義務**といった柱により、ステーブルコインを安全かつ透明な形で制度化しようとするものです [24]。この枠組みによって発行者・利用者の双方に法的な予見可能性が高まり、国外発行体にも参入ルールを明確に示す効果が期待されています [24]。

3. 成立の背景（なぜ今この法案が可決されたのか）

なぜ2025年に米議会（上院）でこの法案が可決に至ったのか、その背景には技術面・市場面・政治面それぞれの要因が存在します。

まず市場・技術面では、前述のようにステーブルコインが急速に普及し金融インフラ化している現状があります。特に2022年以降、ステーブルコイン市場では**負の出来事と成長の両面**が顕在化しました。一方では、アルゴリズム型ステーブルコインのTerraUSD（UST）の崩壊や主要ステーブルコインの一時的なペッグ外れ（例：2023年3月のUSDCの一時下落）などが起こり、市場の不安定性や規制欠如によるリスクが露呈しました。これに対し他方では、法定通貨担保型ステーブルコイン（USDTやUSDCなど）の流通額は引き続き増大し、**暗号資産取引の基軸通貨**や**国際送金手段**として不可欠な存在となっています [25]。こうした中で**「適切なルール作りがさらなる普及を後押しする」**との業界の声が高まっており、実際に暗号資産業界は以前から連邦レベルの法整備を議会に強く求めてきました [26]。昨今の報道によれば、業界団体や関連企業は2024年の米大統領・議会選挙において親暗号資産派候補を支援するために**1億1900万ドル（約170億円）超**もの資金を投じ、超党派でこの問題に取り組むよう働きかけていたとされています [26]。これほどのロビー活動資金が投入されたことからも、ステーブルコイン規制の確立が産業界にとっていかに優先度の高い悲願であったかがわかります。

次に政治的背景として、**2024年の米国大統領選挙・議会選挙後の政局変化**が挙げられます。2025年時点ではホワイトハウスに暗号資産に前向きな姿勢を持つ政権（トランプ政権）が誕生し、また議会も上下両院で暗号資産規制に積極的な議員が力を持つ構図となりました。実際、GENIUS法案の提出者は共和党のビル・ハガティ上院議員（テネシー州選出）であり、上院投票では共和党議員のほぼ全員と一部民主党議員の賛成によって68対30という**圧倒的な超党派支持**で可決に至っています [27] [28]。これは**暗号資産関連の主要法案が初めて上院を通過**した歴史的瞬間であり、長年民主党側の一部有力議員によって阻まれてきた立法プロセスが大きく転換したことを意味します [27]。裏を返せば、それだけ今回の法案には民主党側からも一定の支持（修正を加えつつも前向きに規制枠組みを作る必要性への合意）が得られたといえます。

政治面ではもう一点、**対立から歩み寄りへの転換**という文脈も見逃せません。2023年前後には米議会内でステーブルコイン規制法案を巡り党派間の対立が見られ、実際に**前年（2024年）にも下院で一度ステーブルコイン規制案が可決されながら、当時民主党多数の上院で否決・廃案となった経緯**がありました [29]。また2025年5月にはGENIUS法案を巡る上院での採決動議（議事進行を終わらせ本投票に移るためのクロージャー投票）が民主党の反対で一度失敗する場面もありました [30]。この際指摘されたのは、当時のトランプ大統領と暗号業界との近しい関係への懸念です。報道によればトランプ氏の家族がある新興ステーブルコイン企業に多額出資していたことから利益相反を疑問視する声が上がり、民主党側は法案支持に慎重姿勢を取ったとさ

れています [31]。しかしその後、ハガティ議員ら共和党側は法案を一部修正するなど調整を図り、最終的には必要な民主党票の一部も取り込んで超党派合意に漕ぎ着けました [28]。この背景には、暗号資産分野で明確なルールを作らないまま放置するリスク（国内産業の海外流出や利用者被害の顕在化）を双方が認識し、**「基本的な規制枠組みを整えること自体は国益に資する」**との共通認識が醸成されたことがあります。

さらに米国外との比較・競争も見逃せない要因です。欧州連合（EU）は既に包括的な暗号資産規制枠組みMiCA（市場の暗号資産規制）を2023年に制定し、その中でステーブルコインに対する規則も盛り込んでいます。また日本も2023年6月に改正資金決済法を施行してステーブルコインを「電子決済手段」として法的に定義し、国内発行と流通に関する規制を開始しました。こうした中、**「暗号資産のルール作りで米国が他地域に後れを取れば、革新的ビジネスの国外流出やドル基軸通貨としての地位低下を招きかねない」**との危機感が米国議会にはありました。実際、ハガティ議員は上院での演説で「この法案によって米国は仮想通貨の世界的リーダーに近づくことになる」と述べ [32]、米国主導で明確なルールを作る意義を強調しています。また**米財務長官スコット・ベセント氏**もSNS上で「ステーブルコイン市場は2030年までに3.7兆ドル規模に拡大しうるとの予測があるが、GENIUS法成立によってそのシナリオがより現実味を帯びる」と言及し [33]、成長市場を米国の制度下に取り込むチャンスとして本法案を位置付けました。要するに、**「今この時期」に法案が可決に至った背景には、市場からの要請と国際競争力確保の思惑、そして政権交代による政治的追い風が重なった結果**と言えるでしょう。

4. 成立後の期待（技術革新・金融安定性・市場成長など）

GENIUS法が成立すれば、米国のステーブルコイン業界および関連するフィンテック領域にはさまざまな**前向きな効果・展望**が期待されます。そのいくつかを具体的に見てみましょう。

技術革新とビジネス展開の加速：明確な規制枠組みが整うことで、企業は法的不確実性を恐れずにステーブルコイン関連のサービス開発や導入を進めやすくなります。例えば、既に報じられているように**AppleやGoogle、SNSプラットフォームのX（旧Twitter）、Airbnb**といった巨大テック企業もステーブルコイン規制議論の中で**独自トークン発行への参入を検討**しているとされており、法制化によってこれらの動きが一気に具体化する可能性があります [34]。実際、米国上院可決を受けて「アマゾンやウォルマートがドル連動型コインを検討中」との報道もあるように [22]、今後はIT・小売など非金融企業が**決済インフラとしてステーブルコインを活用**するケースが増えるでしょう。ただし前述のように非金融企業自らが発行主体となることは制限されるため、**既存の規制発行者との提携**によってテクノロジープラットフォーム上でステーブルコインを流通させる形が主流になると考えられます [22]。いずれにせよ、消費者は身近なアプリやサービス上で意識せずともステーブルコインを用いた高速・低コスト決済を享受できるようになり、**ステーブルコインが「インターネットのマネーレール（送金網）」へと進化する**という指摘もあります [35]。従来は暗号資産市場の決済手段という位置付けだったものが、規制整備によってより広範な主流決済手段へと普及が促進される展望です [36]。

金融システムの安定性向上：規制により裏付け資産の質や情報開示が厳格化されることで、ステーブルコインの信頼性が飛躍的に高まります。ユーザーは常に1対1での償還が保証されたコインを安心して保有・利用でき、発行体の破綻リスクや価値維持への不安が軽減されるでしょう。これは**デジタル時代の「取り付け騒ぎ」防止策**とも言え、銀行預金のデジタル版ともいえるステーブルコインの健全性が担保されれば、暗号資産市場全体の安定性も向上します。実際、専門家からは「急速に発展している金融商品であるステーブルコインに初めて規制の枠組みが確立されるのは大きな節目だ」との評価が出ています [37]。これは裏を返せば、これまで無規制だったが故に存在した不透明さやシステミックリスクの温床が解消に向かうことを意味します。また、規制によってステーブルコイン発行者が中央銀行並みの安全資産を裏付けに用いることになれば、結果的に**米ドルや米国債への需要増加**にもつながり、米国の金融基盤が一層強固になる側面もあります。トラブル時の緊急措置（資産凍結や差止め）も可能となるため、不正利用の拡大防止や利用者保護にも寄与するでしょう。加えて、明確な規制の下にステーブルコインが正式に**決済インフラの一部**として組み込まれれば、将来的に銀行や決済事業者がステーブルコインネットワークと接続して24時間即時決済を実現する、と

いった金融サービス革新も期待できます（従来数日かかった清算・送金が瞬時に行える世界をめざせるという点で、提唱者は米国が「世界的リーダーに近づく」と述べています [32]）。

市場の成長と新たなサービス機会：ルールが明確になればステーブルコイン市場自体の拡大にも追い風となります。既に民間予測では**「ステーブルコイン市場規模は2030年までに3.7兆ドル（約540兆円）に達する」**との試算もあり [33]、法的整備によってその成長シナリオが一層現実味を帯びると期待されています [33]。市場が拡大すれば、その準備金として米国債やその他安全資産への需要も増え、資本市場にも影響を与えるでしょう。また新たなサービスとして、例えば銀行が法人顧客向けに**ステーブルコインを使った送金サービス**を提供したり、電子マネー事業者が裏でステーブルコインを活用して国際送金コストを劇的に下げたりといった**金融イノベーション**も考えられます [36]。一部には、複数の大手米銀が共同で新たなドル連動型ステーブルコイン発行を検討しているとの報道もあり、規制整備がそうした動きを後押しすると見られます。また、大衆レベルでも例えば小売店でのポイントや電子マネーに替わる決済手段として**安定価値を持つデジタル通貨**が浸透すれば、消費行動やECのユーザー体験も変わる可能性があります。Bernsteinレポートは、米国の規制が整うことで「ステーブルコインのイノベーションが米国内に呼び戻され、米国の規制下にある発行者が有利なスタートを切れるだろう」と分析しています [38]。つまり、これまでは規制不透明ゆえ海外に拠点を置いていたり慎重姿勢だった企業も、米国で堂々と事業展開できるようになり、市場成長の恩恵を米国経済が享受できるという見通しです。

5. 想定される影響

新たなステーブルコイン規制の枠組みは、米国内のみならず世界の金融・暗号資産市場に多方面の影響を及ぼすと考えられます。ここでは (1) 米国国内市場、(2) 投資家や金融機関、(3) 国際市場および日本、という三つの観点で主な波及効果を整理します。

米国国内の金融・暗号資産市場への影響

米国国内では、GENIUS法の成立によって**暗号資産市場と既存金融市場の関係性が再構築**されていくでしょう。一つには、ステーブルコインが正式にルールの下で運用されることで、暗号資産市場に参加する事業者の米国内での事業展開が容易になります。例えば、これまで法的不明確さから米国撤退やサービス縮小を検討していた一部の暗号資産企業（取引所や発行者など）が、規制に準拠する形で安心して事業継続・拡大できるようになると期待されます。JPモルガンなど伝統的金融機関からも「米国の規制環境改善が暗号資産企業の活動を促進する」との分析が報じられており、実際に規制の明確化が**人材や資本の米国回帰**につながる可能性があります。

また、米国内の銀行・フィンテック企業にとっては、新たな競合機会・協業機会の両面が生まれます。大手銀行は**預金のデジタル版**ともいえるステーブルコイン事業に参入するチャンスを得る一方で、利用者資金が銀行預金からステーブルコインにシフトすることで従来の預金ビジネスが脅かされるリスクもあります。ただし法制度上ステーブルコインは預金とは異なり利息を付与できないため（無利息型が条件 [6]）、銀行預金（金利付与商品）とのすみ分けはある程度保たれるでしょう。それでも、銀行が自らステーブルコインを発行・提供する動きは十分考えられます。実際、米国の複数の巨大銀行が共同でドル連動型ステーブルコインの発行を検討中との報道もあり [22] [39]、規制の後押しで**銀行発行ステーブルコイン**や**銀行とフィンテックの提携**によるステーブルコインサービスが現実味を帯びています。

暗号資産市場そのものにも変化が生じます。安定した規制環境下で発行・流通するステーブルコインは、取引所での基軸通貨としてこれまで以上に安心して使われるようになります。価格変動の大きいビットコインやアルトコインから、一旦ステーブルコインに退避しておくといった資金管理も安全性が向上するでしょう。加えて、DeFi（分散型金融）領域でも、裏付けが明確で法的に保護されたステーブルコインが潤沢に供給されれば、レンディングや流動性提供といったサービスの信頼性が増し、ユーザー層の拡大につながるかもしれません。総じて米国市場では、**ステーブルコインを軸に暗号資産エコシステムがより成熟・拡大**し、同時にそれが伝統金融にも影響を及ぼすというダイナミックな展開が見込まれます。

投資家や金融機関への影響

規制整備は**投資家保護と新たな投資機会創出**の両面で影響を与えます。まず個人投資家・利用者にとっては、ステーブルコインの安全性が高まることで安心して利用・保有できるメリットがあります。これまで一部では「ステーブルコインは本当に裏付けがあるのか？」という不信感や、発行企業倒産時に償還されないリスクへの懸念がありました。しかしGENIUS法の下では裏付け資産の内容が毎月公表され監査も入るため [40]、基本的に法定通貨とほぼ同等の信頼性を持つデジタル資産として利用できるようになります。例えば暗号資産取引の待機資金や、海外送金・決済用のデジタルキャッシュとしてステーブルコインを保有する場合、その価値維持への信頼度が飛躍的に増すでしょう。また万一発行者に不正や虚偽があれば刑事罰等で追及される枠組みであり [13]、詐欺的な「なんちゃってステーブルコイン」が野放しになる余地も狭まります。

一方で、利用者にとっては**利便性向上**も見逃せません。法案成立後は、金融機関のサービスにステーブルコイン決済が組み込まれたり、ウォレットや決済アプリで規制準拠ステーブルコインをワンクリックで購入・送金できるようになる可能性があります。振込手数料なし・24時間即時送金といった恩恵を一般ユーザーが享受できれば、日常の金融取引コスト低減にもつながるでしょう。投資家（資産運用者）にとっても、価格変動のないステーブルコインを安全に活用できることで暗号資産ポートフォリオのリスク管理がしやすくなります。例えばボラティリティの高い仮想通貨市場で利確した資金を一時的にステーブルコインで保持する戦略が安心して取れるようになります。また、法整備によって今後**ステーブルコイン関連企業（発行者やウォレット事業者など）への投資機会**も広がるかもしれません。規制がはっきりしたことで、ベンチャーキャピタルや金融機関もこの分野に参入しやすくなり、新たな上場企業やユニコーン企業が誕生する可能性も指摘されています。

金融機関にとっては、この規制枠組みは**課題でもあり機会でもある**でしょう。銀行は顧客資金の一部がステーブルコインに移行することへの備えを迫られます。また、銀行がステーブルコインを扱う場合、自身も新たなコンプライアンスや技術対応（ブロックチェーン管理やウォレット管理）に投資が必要です。しかし同時に、新たな決済インフラの担い手として**送金・決済ビジネスを強化**できるチャンスとも言えます。特に国際送金や証券決済などでステーブルコインを用いた高速決済ネットワークを構築すれば、従来SWIFTなどで時間とコストがかかっていた部分を革新できるため、先進的な金融機関は積極的に研究を進めるでしょう。米国では既に一部銀行が独自のブロックチェーンネットワーク（JPMコインなど）を運用していますが、今後は**共通ルールの下で銀行間相互運用可能なステーブルコイン基盤**を作る構想も現実味を帯びてきます。

国際市場および日本への波及

米国が世界に先駆けて包括的なステーブルコイン規制を整備しようとしていることは、**国際的な暗号資産規制の潮流**にも大きな影響を与えます。他国当局者からは「暗号資産規制にはグローバルな対応が必要」との声が上がっており、英国金融行動庁（FCA）の幹部は米国の動きを注視しつつ「各国が連携しないと規制の抜け穴（アービトラージ）を防げない」と指摘しています [20]。実際、ステーブルコインのように国境を越えて流通するデジタル資産は、一国だけ厳しく規制しても別の緩い国で発行されたものが入り込む可能性があります。米国法では外国発行のステーブルコインにも一定の対応力を求める条項がありますが [18]、最終的には主要国間の**協調したルール作り**が不可欠でしょう。英国やEUも米国の動きに触発され、自国・地域の規制を強化・整備する方向に進むと予想されます。例えば英国では既にステーブルコインを決済に利用する法改正（電子マネー規制への組み入れ）を進めていますし、EUもMiCAの適用を2024〜2025年に控えています。各国がばらばらの基準でなく**国際標準に沿った共通の監督基盤**を持てるかが、グローバルな暗号資産市場の安定と健全化の鍵となるでしょう。

また、**基軸通貨ドルのデジタル化**という観点では、米国のリードが他国に警戒感をも生んでいます。EU関係者からは「もし欧州でステーブルコインが広く決済手段として使われるようになり、それが米ドル建てであれば深刻な問題だ」との懸念が表明されています [41]。つまり各国にとって、自国通貨建てではなく米ドル建ての民間デジタル通貨が流通することは**通貨主権の観点から看過できない**問題なのです [42]。米国がいち早くステーブルコインを公認・規制することで、暗号資産市場における米ドル支配がさらに強まる可能性も指摘されています [43]。これは長年培ってきた米ドルの基軸通貨体制をデジタル時代にも継続・強化する動きとも

いえますが、逆に他国（特に経済圏の大きなEUや新興国）は、自国通貨建てステーブルコインの育成や中央銀行デジタル通貨（CBDC）の発行などで対抗する必要に迫られるかもしれません。国際的には**デジタル通貨の基軸争い**という地政学的な次元での影響も考えられ、各国中央銀行・規制当局は米国の一挙手一投足に敏感になっている状況です。

日本にとっても、米国の動きは他人事ではありません。日本は2023年の資金決済法改正で世界に先駆けてステーブルコイン（電子決済手段）を法制度に組み込みましたが、実際の市場ではまだ流通が限定的です。今後米国発のドル建てステーブルコインが国際市場でスタンダード化すれば、日本の取引所や金融機関もそれを扱う機会が増えるでしょう。日本の監督当局は既に外国ステーブルコインの国内流通条件を定めていますが、米国で明確な基準を満たした発行体のコインであれば日本での扱いも比較的スムーズになる可能性があります（信頼性が証明されているという意味で）。もっとも、日本としては米ドル一辺倒の状況に警戒し、**円建てステーブルコインの育成**にも力を入れる必要があるでしょう。日本円連動型のステーブルコインについては、現在メガバンク主導の実証実験（ディープコインなど）や民間事業者の動きがあります。米国の規制整備を参考に、日本でも円建てステーブルコインの裏付け資産要件緩和や発行手続き簡素化などの追加措置が議論されるかもしれません [44]。いずれにせよ、**米国発のルール形成が日本を含む各国の政策形成に影響**を与え、結果としてよりグローバルに統一的なステーブルコイン規制の枠組みが形作られていくことになるでしょう。

6. 今後の展望と課題（下院審議、規制整備、倫理的論点など）

米上院で可決したGENIUS法ですが、**法律として正式に成立するまでにはまだいくつかのステップと課題**があります。また、成立後の運用面での課題や今後取り組むべき論点も残されています。本章では今後の見通しと残る課題について考察します。

下院での審議と法案調整: 上院を通過したGENIUS法案は、今後下院に送付され審議・採決される運びです [27]。下院には既に対応する法案として**STABLE法**（Stablecoin Trust, Accountability, and Banking Licensing Enforcement Act, 2025年法案）が提出されており、2025年4月に下院金融サービス委員会を通過しています [45]。両法案の内容は徐々に収斂しつつあるものの、なお細部で相違点が残るため、**最終的な一本化調整**が必要とされています [45]。例えば発行主体に州認可トラスト会社を含めるかどうか等で微妙な文言差があるようです。下院では共和党が僅差で多数派を占めていますが、民主党側も修正要求を出す見通しと報じられており [46]、実際の本会議採決までに**追加修正や条項の交渉**が行われる可能性があります。鍵となるのは、上院で得られた超党派支持を下院でも維持できるかです。特に利用者保護や金融安定に係る条項について、民主党側はより厳格な規定を求める可能性がありますし、逆に共和党側は産業育成の観点から柔軟性を主張するかもしれません。**2025年8月までに成立を望む**との政権側の意向も伝えられており [47]、会期内での合意形成に向けた綱引きが続くでしょう。

規制当局による実装と監督体制: 法案が成立した暁には、それを具体的に運用するための**規則策定や免許制度の整備**が必要です。どの連邦機関が発行者のライセンス発行・監督を担うのか（例：通貨監督庁(OCC)によるナローバンク的ライセンスか、連邦準備制度による直接監督か）、州当局との役割分担をどう調整するか、といった制度設計が現実のものとなります。また、発行体からの報告受理や検査を行う**監督部署の新設**、法執行命令への技術対応要件に関する詳細ルール策定（例えばスマートコントラクトにどのようなフリーズ機能を持たせるか）など、**実務上クリアすべき課題**が多数あります。財務省・FRB・証券取引委員会（SEC）・商品先物取引委員会（CFTC）など関係当局が連携し、必要に応じてパブリックコメントを経ながら監督指針や細則を整備していくでしょう。特にSECは2025年4月に「一定条件を満たすステーブルコインは証券ではない」とのスタッフ声明を出しており [48]、証券法との整合性も踏まえたガイドライン策定が期待されます。また国際協調面では、法案にもあるように**施行後2年以内を目処に主要国との相互承認協定等を締結**することが目標とされています [19]。各国規制当局との協議や情報共有の枠組みづくりも、これから本格化するでしょう。

規制の射程外にある領域:　現行のGENIUS法枠組みには含まれていない**グレーゾーンの課題**も依然残ります。例えば、**アルゴリズム型ステーブルコイン**（法定通貨などで裏付けせず、アルゴリズムと担保資産の組み合わせで価値安定を図るもの）や、**商品連動型・暗号資産連動型のステーブルコイン**（金やビットコイン価格と連動するもの）、あるいは**利回り付きステーブルコイン**（保有者に利息やリワードを付与するもの）といったカテゴリーです [49]。これらはGENIUS法の定義上「payment stablecoin」には該当しない可能性が高く、引き続き証券規制の対象となったり、場合によっては無法地帯のままとなる懸念があります [48] [6]。特に利息付きのものはSECが証券性を示唆しているように（PayPalが発表した年率報酬プログラム付きPYUSDに関する指摘 [6]）、利用者保護の観点からも追加の規制整備が必要でしょう。また、DeFi上でユーザー同士が発行・担保設定するような**分散型ステーブルコイン**についても、中央管理者不在のため従来の規制アプローチが通じません。今後はこれら新種のデジタル資産に対する**ガイドライン策定や自主規制**の強化など、次の課題に取り組む段階へと移行していくはずです [50]。

倫理的・政治的論点:　最後に、規制推進の過程や今後の運用における**倫理的な懸念点**にも触れておきます。一つは、今回の立法プロセスで見られた**利益相反やロビー活動**に関する問題です。前述のように暗号資産業界は多額のロビー費用を投じており、また政権高官と特定企業の近しい関係が指摘される場面もありました [51] [26]。こうした状況に対し、一部の消費者保護団体や野党議員は「議会はトランプによる暗号詐欺に立ち向かう機会を放棄した」「この法案は米国旗を掲げた詐欺そのものを正当化しかねない」などと強い批判をしています [52]。今後法案が成立し施行に移る際も、規制当局が業界側に迎合し過ぎず厳正な執行を行うこと、政治家・関係者が発行事業から不当な利益を得ないよう**コンプライアンスとチェック体制**を敷くことが求められます。もう一つは**プライバシーと管理可能性**のバランスです。法執行協力のために取引凍結等が可能になることは利点である反面、利用者の取引が常に監視・統制され得るという懸念もあります。デジタル通貨化が進むほど、現金のような匿名性が失われプライバシーが制約されるとの指摘もあり、技術面で**プライバシー保護と規制遵守を両立**させる工夫（例えばゼロ知識証明技術の活用など）が今後の課題となるでしょう。

このように、GENIUS法成立後も解決すべき問題は残っています。しかし立法と行政が歩調を合わせ相互補完的に制度づくりを進めている現状は、法的予見可能性の向上という点で大きな前進です [48]。残る課題に対処しつつ、関係者が透明性と健全性の高いエコシステム構築に努めることが重要となります。

7. まとめと投資家への示唆

米国上院で可決されたステーブルコイン規制法案「GENIUS法」は、暗号資産業界にとって待望の明確なルールブックであり、デジタル通貨時代の新たな基盤を築く一歩となりました。**背景には市場の成熟と国際競争の中でルール整備が不可欠となった事情があり、超党派の支持を得て歴史的可決に至った**ことを本レポートで確認しました。法案の内容は支払用ステーブルコインに限定的ながら、裏付け資産の質や情報開示、発行者の健全性基準など極めて包括的で厳格なものです。その成立がもたらす効果として、利用者保護の向上、イノベーションの加速、そして市場の拡大と金融インフラの進化が期待されています。一方で、下院での審議や今後の細則作り、さらに射程外にある新種のステーブルコインへの対応など、乗り越えるべきハードルも残存します。

一般投資家・読者への示唆として、本法案成立（ひいては将来の法律施行）が意味するところを整理すると以下のようになります。

- **ステーブルコインの信頼性向上**: 規制によって安全性が飛躍的に高まるため、今後はステーブルコインを現金に近い感覚で安心して扱える時代が来るかもしれません。暗号資産取引のブリッジ通貨や資産の一時退避先としてだけでなく、日常決済や送金手段としての利用も現実味を帯びます。投資家にとっては、ステーブルコインを用いた資金管理や利便性の向上を積極的に取り入れてみる価値が出てくるでしょう。ただし、具体的な法施行までには時間がありますので、それまでは各ステーブルコインの開示情報や信用状況を注視し、安全性に十分配慮することが肝要です。

- **関連企業・市場の成長機会**: 法整備により恩恵を受ける企業群にも注目です。例えば主要ステーブルコイン発行者（Circle社やPaxos社など）は明確なルールの下で事業拡大が見込まれますし、大手金融機関やテック企業との提携も活発化するでしょう。また、ステーブルコイン運用を支えるカストディ企業、ブロックチェーンインフラ企業などエコシステム全体での成長が期待されます。投資家としては、**規制対応力の高い企業**や**新たな決済サービスを創出する企業**を見極め、中長期的な成長分野として注目する戦略も考えられます。もっとも、個別銘柄への投資判断にはリスク分析が不可欠であり、本レポートで引用した情報も参考にしつつ、最新動向を追うことが重要です。

- **国際的な動向への目配り**: 米国の一挙手一投足がグローバル市場に波及する時代です。特に暗号資産規制は各国の足並みが揃わないと規制効果が半減するため、日本を含む主要国の対応にも今後注目です。日本国内でも2023年の法改正に続き、より利便性を高めるための制度見直しが議論される可能性があります。日本の投資家・ユーザーも、自国の規制動向や国際協調の動きに目を光らせ、自らの資産運用やビジネスにどのような影響が及ぶかを考慮しておくべきでしょう。幸い、各国当局とも利用者保護とイノベーション促進のバランスに腐心しており、「適切な規制はイノベーションにも投資家にも有益だ」という共通認識が育ちつつあります [53]。そうした前提のもと、自身も健全な市場発展に参加するスタンスで、新時代のデジタル通貨と向き合っていくことが求められます。

最後に留意すべきは、**GENIUS法はまだ法案段階であり下院可決と大統領署名を経て初めて成立する**ということです [28]。現時点（2025年6月）では市場の期待感が先行していますが、立法プロセスが完了するまでは情勢の変化もあり得ます。投資家としては過度に先走ることなく、しかし将来の規制施行を見据えて準備を進めておく姿勢が賢明でしょう。具体的には、ステーブルコイン関連のニュースや各国の規制アクションをウォッチし、必要に応じポートフォリオやビジネス戦略を調整できる柔軟性を持つことが大切です。**米国発のステーブルコイン規制はデジタル金融の新章の幕開け**であり、その行方次第で我々の生活する経済圏も大きく姿を変える可能性があります。健全な発展を期待しつつ、その変化に対応できる知識と判断力を養っていきましょう。 [37] [54]

---

[1] [2] [3] [4] [5] [6] [7] [8] [10] [11] [12] [13] [15] [16] [17] [18] [19] [21] [23] [24] [40] [45] [48] [49] [50] 米国ステーブルコイン法制の最前線：GENIUS Actが示す制度設計と今後の展望 | ブログ | Our Eyes | TMI総合法律事務所
https://www.tmi.gr.jp/eyes/blog/2025/17005.html

[9] [22] [25] [35] [36] [38] [39] GENIUS法が可決されれば、ステーブルコインは「インターネットのマネーレール」へと進化：バーンスタイン | CoinDesk JAPAN（コインデスク・ジャパン）
https://www.coindeskjapan.com/298189/

[14] [26] [28] [29] [37] [47] ドル連動型ステーブルコインの規制枠組み案、米議会上院が可決 | ロイター
https://jp.reuters.com/markets/japan/funds/4J3ON2KKFBJ53JLYZEGIQEFLJM-2025-06-18/

[20] [41] [42] [43] [53] [54] GENIUS法上院通過に英国が反応、FCA「暗号資産規制に国際協調を」 - Crypto Trillion
https://www.gfa.co.jp/crypto/news/tax-law-news/news-924/

[27] 米上院、ステーブルコイン規制法「GENIUS Act」を可決――暗号資産業界にとって歴史的勝利〖速報〗 | CoinDesk JAPAN（コインデスク・ジャパン）
https://www.coindeskjapan.com/298475/

[30] [31] [32] [33] [34] [46] [51] [52] 米上院、GENIUSステーブルコイン法案を68対30で可決 | Cointelegraph | コインテレグラフ ジャパン
https://jp.cointelegraph.com/news/us-senate-passes-genius-act-stablecoins

[44] ステーブルコインが変える決済の未来：日本の法整備・国際動向と ...
https://www.dentsusoken.com/case_report/research/20250520/2942.html